

中国帰国者家族のかかえる諸問題

一帰国前から新潟への定住後まで

木佐木哲朗・後藤岩奈

1 はじめに

2004年2月24日に、前年度中国残留日本人孤児と新たに認定された10人が、3月8日までの予定で訪日調査のため来日した。集団訪日調査は1981年に始まり、今回で23年目を迎える。1986年のピーク時には600人以上が訪日調査に臨まれたというから、その後の減少ぶりにははなだしいものがある。これまでの日中両国政府による、残留孤児認定者総数は2783人であり、その内1277名の方々の身元が判明している。しかし、判明率は81年当初は5割以上あったものが、年々身元の確認作業が困難になり1～2割にまで落ちてきている。年月の経過に伴う孤児や中国人養父母と日本側肉親の老齢化の問題もあるが、一般日本人の関心の低下の方がより危惧される。そもそも何故このような残留孤児問題が起きたのかということ、我々は決して忘れてはならないと思う。この問題は未だ解決されていない問題であり、さらに中国には自分が残留日本人孤児だと名乗りをあげ、認定調査を待つ人々が現在まだ100人ほどいるといわれる¹⁾。戦後58年を経ても、母国である中国から祖国である日本に、想いをはせ肉親捜しすなわち自分捜しを続けている人々へ、手を差しのべることは国の責任であるばかりでなく、我々自身の問題・関心としなければならない。肉親が見つかることもあれば、見つからないこともあるが、いずれにしても一時帰国だけでなく日本の各地に永住帰国した人々が大勢いる。単身で帰国される場合もあろうが、家族と一緒にいるいは後で家族を呼び寄せる場合が多いと思われる。実際、我々の周囲にも帰国者家族が生活しているのであり、その実態を知り、共生してゆくためにも共に考えていかなければならないことがたくさんある。本共同研究は「新潟県在住外国人の暮らしの総合調査」というものであるが、中国帰国者家族の場合、日本国籍を取得している場合が多いとしても、孤児の中国人配偶者や各人のアイデンティティの問題もあるし、内に異文化をかかえている人々であり、その暮らしの実態や問題点を探ることは研究の趣旨に沿うものだと考える。そこでまず、いわゆる中国残留邦人や中国帰国者家族の問題を簡単に整理し、次に帰国から日本の各地に定着自立するまでの支援システムを検討し、そして具体的に新潟に定住している中国帰国者家族の生活世界を考察してみたい。

2 中国残留邦人と中国帰国者家族

戦前・戦中、旧満州現在の中国東北地方(黒竜江省・吉林省・遼寧省)には、開拓団を含め多くの日本人が在住していた。戦時中は壮年男性の大多数が軍隊に招集されており、1945年8月9日にソ連軍が参戦してきた頃の当地には、老人と子どもそれに女性たちが主に残されていた。ソ連参戦により、彼らは外国人として居住が許されていた居留地から追われることになり、混乱のうちに避難せざるを得なくなる。銃撃をかい潜りながら何日も徒歩で安全な土地を目指すことになるが、避難の最中に戦闘や伝染病などの病あるいは飢餓に苦しみ、多くの死者を出すという悲惨な状況に陥った。同年10月頃には混乱は鎮静化してきたといわれるが、冬を迎え生活の基盤すなわち職もなく衣食住にも事欠くような状態で、さらに死亡者の数は増え、また死別ではなく両親や兄弟姉妹との生き別れが多く見られたであろう。そのような理由から、孤児となって中国人の養父母に引き取られたり、生きのびるため中国人男性の妻になるなどして、多数の子どもや女性がやむなく中国に残ることになったのである。そこで、これらの人々を終戦時13歳未満なら「中国残留孤児」とし、それ以上なら「中国残留婦人」として、総称「中国残留邦人」(邦人とは自国民を指す)と日本では呼ぶことにした。

このような中国残留邦人の帰国はいつから始まったのであろうか。財団法人・中国残留孤児援護基金のリーフレットによれば、1972年の日中国交正常化が大きな節目となっており、それ以前の中国から日本へのいわゆる引き揚げは、1946年から開始され1949年の社会主義体制の新中国成立で一時中断したが、1953年に再開し1958年までの間、日本赤十字社や中国紅十字会などを窓口集団引き揚げが行われた。しかしその後、国交が正常化するまでの間は、文通や人的交流もままならない時期が続いたという。そして、日中国交正常化がなるにともない、多くの中国残留邦人から日本への帰国希望が寄せられた。とくに近年、終戦から50年という時を経て、残留邦人の高齢化や祖国日本への想いが強まるとともに、中国人配偶者との死別や子どもの独立など、これまで永住帰国をためらわせていた中国での家庭基盤が弱まってきたことにより、永住帰国を希望する傾向が強まっている。また、永住帰国は望まないが、日本での親族との再会や墓参のための一時帰国を希望する人々もいるという。

国交正常化を受け、1973年以来2002年3月末までの援護事業で、6172名(家族を含めると19757名)が日本へ永住帰国し、5295名が一時帰国しているという。この援護事業とはどのようなものであろうか。永住帰国を希望する中国残留邦人に対して、国・現厚生労働省では、①帰国旅費の負担、②帰国受け入れのための身元引受人の斡旋、③中国帰国者定着促進センター等での日本語や日本の生活習慣の指導、④就業相談、⑤自立支度金の支給など永住帰国した残留邦人が自立して生活するためさまざまな援護を行っている。これらの援護は、55歳

以上の残留邦人が帰国する場合には、その残留邦人を扶養するために一緒に帰国する子どもおよびその家族に対しても、同じように行われるという。一方、一時帰国を希望する残留邦人に対しては、国が往復旅費や日本での滞在費の負担をしており、希望者は毎年この援護を受けて一時帰国することができるのである。さらに、財団法人・中国残留孤児援護基金では、永住帰国した中国残留孤児の方々が安心して日本で生活できるように、残留孤児を中国で養育した養父母に対する扶養費支払事業や、帰国した残留孤児や家族の就学を援助するための就学資金貸与事業等を行っており、また一時帰国のための事務手続きや、滞在中のお世話を中国残留邦人に代わって行う一時帰国事業を行っているという。[厚生労働省・社会援護局・中国孤児等対策室による年度別帰国状況統計表を参照] ところで、中国帰国者とは蘭[蘭、2000：1-2]によれば、第二次世界大戦前・中に中華民国の関東州および「満州国」に居住し、ほとんどの日本人が敗戦直後からの集団引き揚げで日本に引き揚げた後でも、約30年以上にわたって中国に「残留」し、日本と中華人民共和国が国交を回復する1972年以降に、中国から日本に「帰国」してきた「日本人」すなわち「中国残留日本人孤児」や「中国残留日本婦人」およびその家族のことであるという。つまり、中国帰国者とそれ以前の中国からの引き揚げ者を区別している。また、「残留」という言葉は日本政府の公式の用語であるが、彼らは主体的に中国に留まったのではなく「棄民」という方が妥当であろうという指摘も興味深い。そして、1981年からの中国残留日本人孤児の「肉親捜し」を経ての帰国前から、残留婦人の帰国は始まっており、多くの日本人の忘却をよそに、彼らのほとんどは家族を伴って日本に「帰国」し続け、後で呼び寄せられた関係者を含めると、中国帰国者の総数は今や約10万人と推計されるという。ここで、各自を指す場合「中国帰国者」が妥当であるが、単身ではなく家族と共に帰国あるいは家族や親族を頼りに後で帰国したのもも家族で生活するのが一般的だと思われるので、生活世界に注目して「中国帰国者家族」という表現も併用したい。

我々は、日本の中国帰国者家族のことをどれだけ理解しているだろうか。関心が薄らいだとはいえ、中国残留日本人孤児の肉親捜しは今でもマスコミなどで時に取り上げられる。しかし、その後帰国した中国帰国者家族のことが報じられることはまずない。同じく蘭[前掲書：3]によると、彼らは「普通の日本人」として日本社会に「適応」しているか、あるいは「適応」に失敗して社会の周辺に「排除」されており、いずれにしても「見えにくい存在」であるという。百万人を超える「在日外国人」などに比べ総数が圧倒的に少ないことや、日常生活レベルでの接触が少ないこともあろうが、蘭も指摘するように彼らが外国人ではなく「日本人である」ために見えにくいのかもかもしれない。実際、筆者も実感していることだが、日本社会は彼らを日本への帰還者として援護事業の対象とし「日本人になる」ことを彼らに期待しており、

また彼らの多くも「日本人になろう」と努めているように思われる。しかし、彼らは中国社会での長い生活体験からいわゆる「真の日本人」にはなれないし、そもそもなる必要などない。また日本への帰国・帰還者といっても、残留孤児や残留婦人本人はともかくその同伴家族の場合、日本は「祖国」といえるのであろうか。つまり、彼らは帰国者であると同時に「移民」という性格ももつと考えるべきである。そこで当然のことながら、彼らは日本社会の中でさまざまな生活課題に直面するのである²⁾。

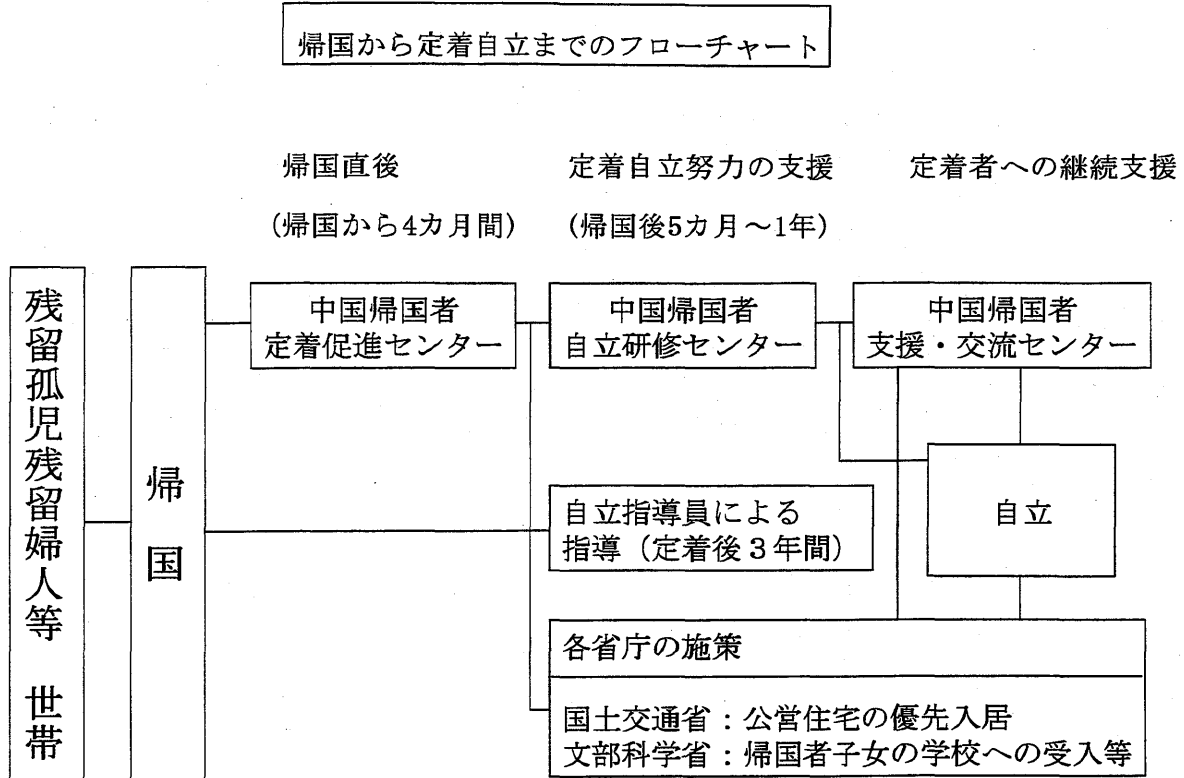
中国帰国者家族が直面する問題はさまざまであろう。言葉の壁すなわち生活言語の違いや、日本と中国の社会体制の違いなどからくる生活感覚の違い、文化的背景の違いによる価値観の違い、学校や地域社会での違和感・疎外感・孤独感の問題、実際の住宅・医療・教育・就職問題などがある。また、蘭が指摘[前掲書：4-5]するように、「戦争犠牲」の問題に見られる感情のねじれ、すなわち彼らと日本人との間の感情的な行き違いがあるのかもしれない。戦争加害を忘れ植民地の痛みを想像できず、自らの戦争被害のみをデフォルメする戦後日本社会の戦争観と、日本の中国への侵略戦争とその結果として中国「残留」者は生み出されたという中国社会の戦争観の行き違いが根底にあるという。さらに、中国帰国者に日本社会への性急な「同化」を迫る、日本社会特有の性向を否定できない。それを強要するということは、彼らの日本社会への「不適応」や「逸脱」とともに「過同調」を生み出し、人生の根幹にあるアイデンティティの動揺や危機をもたらすことになりかねないというのである。在住外国人に対するより帰還日本人としての中国帰国者に対しては、日本人になるなら「受容」し、日本人になれないなら「排除」というメッセージが、より強く発せられているともいえる。実際さまざまな局面で、日本社会に同化しない中国帰国者は排除あるいは差別されていると思われる。蘭もいうように、彼らは「日本人」でありながら、ニューカマーである外国人と同様に、日本社会における新たな異邦人として周辺に追いやられているのかもしれない。

3 帰国から定着自立までの支援システム

中国帰国者、すなわち中国残留邦人とその配偶者、2～3世が日本に帰国してから定着自立するまでの過程で、どのような支援団体から、どのような支援を受けるのかを見てゆく。支援団体としては「財団法人・中国残留孤児援護基金」による「中国帰国者定着促進センター」と「中国帰国者支援・交流センター」、各都道府県の社会福祉協議会の「中国帰国者自立研修センター」、さらに定住地での自立指導員による指導がある。各支援団体の設立の経過とその趣旨、各支援事業の具体的内容、各支援事業の現状と問題点について、各団体の発行するリーフレット、資料、各団体のスタッフの方々に伺ったお話などに基づいて見てゆく

ことにする。

(1) 各支援団体の設立趣旨



このフローチャートは定着促進センターの資料に基づいて作成した。

1) 「中国帰国者定着促進センター」

1972年9月の日中国交正常化の前後から、第二次世界大戦の末期、中国の東北三省(旧満州)における混乱の中で、中国に残留を余儀なくされた「中国残留孤児」から、自分の身元や肉親を探し求める手紙が厚生省(当時)をはじめ全国の開拓団関係者等に寄せられるようになった。

これらの声を受けて、1981年3月から訪日肉親探しが実施されることになったが、中国孤児問題は次第に、孤児やその家族が日本に永住帰国することにもなって生ずる問題、さらに永住帰国した孤児等の定着にかかわる問題を含めた解決を図ることが必要となり、1983年4月1日、中国残留孤児の全般的な援護事業を実施するための団体として「財団法人・中国残留孤児援護基金」が設立された。

次いで1984年2月1日、永住帰国直後から4カ月間、日本での適応を促進するため日本語教育、生活指導などを行う「中国帰国孤児定着促進センター」が開設された。現在同センタ

一は全国で3カ所(埼玉、大阪、福岡)にある。

埼玉(所沢)のセンターでは初年に身元判明孤児が第1期生として入所、1985年12月には身元未判明孤児が第13期生として入所、1986年12月には宿泊棟が開設、1993年9月には中国帰国婦人等が入所、1994年4月には「中国帰国者定着促進センター」と名称変更した。さらに1998年からは樺太(サハリン)等帰国者も入所するようになった。

2) 「中国帰国者自立研修センター」

地域社会における定着自立を促進するため、主として定着促進センターにおける4カ月の研修を修了した帰国者等に対し、日本語指導、地域の実情を踏まえた生活相談、就労相談、地域住民との交流を図る交流事業などを行う。各都道府県の社会福祉協議会のもとで行われているもので、2004年2月現在、全国で12カ所(北海道、山形、埼玉、千葉、東京、神奈川県、長野、愛知、京都、大阪、広島、福岡)に設置されている。

同センターでは、国費帰国者であり、帰国後1年未満の人を対象に8カ月の研修行われる。また帰国者等によっても日本語のレベル、ニーズが様々であるため、帰国後2年目以降も研修を受講できる「再研修」制度を設けているセンターもある。

3) 「中国帰国者支援・交流センター」

中国帰国者は年々高齢となり、国費により子世代(子供、孫)を同伴して帰国できるようになったが、年齢、言葉や生活習慣の相違から就労の困難はもとより地域社会からも孤立する問題が指摘されるようになった。国は、こうした問題について、国民の関心と理解を促し、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら、日本語学習支援、相談事業、交流事業及び普及啓発事業などを中長期的に行うための拠点を設置することとした。

財団法人・中国残留孤児援護基金は、現厚生労働省の委託を受け、2001年11月1日、東京に「中国帰国者支援・交流センター(略称：首都圏センター)」を設置した。近畿圏には、同じく厚生労働省の委託を受け、財団法人大阪YMCAが「近畿中国帰国者支援・交流センター(略称：近畿センター)」を設置した。

4) 自立指導員による指導

国から委託を受けた各都道府県が登録者の中から派遣する。帰国者の定着後3年、家庭巡回指導によって次のようなことを行う目的で設置された。すなわち、①日本語の補習教育、②就職指導、③生活相談、④公的機関における手続き介助、などである。

(2) 各支援事業の具体的内容

1) 「中国帰国者定着促進センター(所沢)」の支援事業内容

①日本語、日本事情の研修：同センターでは、その指導方針、指導目標を次のようなものとしている。まず、帰国者に対する教育指導は本質的には異文化適応教育であると意義付け、センターの研修は来日直後(4カ月)に行われる予備的集中研修であり、それは定着後の学習にスムーズにつなぎ、最終的には適応に結び付くことをめざすものであるとする。センターの研修は、その大目標として、日本での生活への自信と意欲、それを裏付ける基礎知識、基礎技能を掲げるが、それは三つの認識に基づいている。まず異文化適応は最終的には帰国者一人ひとりが実際の生活を通して自ら達成すべきものだという認識である。次にそのような生活実践の努力を積み重ねていくには、適応が可能であり努力の結果が報われるという実感からくる前向きな姿勢(「自信と意欲」)が不可欠だという認識である。さらに自信と意欲を裏打ちするものとして、センター退所後の日常生活の中に学習の機会が豊富にあることを見だし、その学習機会を有効に活用できるような「基礎的な知識と技能」が必要だという認識に基づいているということである。

同センターでは「基礎的な知識と技能」は、実践を通じて活用し、「学習できた」「成長している」という体験・実感を意識化して自信や意欲を獲得するためのものとする。そしてセンターの研修プログラム、指導活動、教材開発、評価等は、このような目標、認識を構造化、具体化したものであるとしている。

センターの入所は年に3回(2、6、10月)。研修のコースには次のものがある。

研修棟における研修

<大人コース>：おおむね65歳以下の1世代と既婚の2世代を対象とする。

<青年コース>：おおむね25歳以下の未婚の2～3世のうち、小中学校への就学期を過ぎた者を対象とする。

<子供コース>：小中学校に編入予定の2～3世を対象とする。

<特別コース>：中国・樺太等1世代のうち、日本語による日常会話に大きな支障のないものを対象とする。

宿泊棟における研修

<高齢者コース>：高齢または健康上の理由により通学困難な者を対象とする。

<介護・保育者コース>：家族の介護や保育のため通学困難な者を対象とする。

クラスは、各期のコースごとに学習適性、日本語力(日本語既習度)などにより編成する。

授業時間帯は次のとおり。研修棟での授業は、月～金曜日、各5時限(1時限=50分)。午前9：15～12：00(3時限)、午後13：00～14：50(2時限)。宿泊棟での授業

は、月～金曜日、各2時限(1時限=50分)。午前10:00～12:00(2時限)。研修内容は、日本語の文字・語彙・文型、読解作文など日本語運用の基礎となるものから、日本社会に定着後遭遇する場面を念頭においた「生活行動場面」ごとの訓練、さらに教科書、ビデオ、教室内だけでなく、図書館、市役所などで生活実態の経験を積んでゆくというものになっている。また小中学校の協力を得て一日体験なども行う。15～16週間の研修後、終了テストを行い、一人一人の評価が行われる。

②**定着指導**：入所後の各世帯の状況把握調査、定着地の自治体や身元引受人等との連絡調整、定着地での生活準備、学齢児童の編入学問題の調整、自立支度金や生活保護制度の説明、国や自治体からの各種支援の説明、職業にかんする全般的知識の指導、公共職業安定所や職業訓練校の見学、企業見学、企業での労働を体験する「体験学習」、先輩帰国者の体験談講演、就籍に関する指導などを行っている。

帰国者の中には、様々な理由で日本の戸籍を持たない、或いは喪失した人がおり、また戸籍があっても外国のパスポートで帰国したため住民登録ができない場合もある。このような帰国者が戸籍を回復したり、新たに戸籍を作るために必要な手続きについて、法務局、最高裁判所、法律事務所等の担当者に説明を依頼する。また、帰国者のうち在日親族がいない、または身元引き受けができない場合には、居住地の決定と身元引受人の斡旋も行っている。

③**宿泊棟の生活指導**：研修期間中、宿泊棟は日常生活の場であり、また食文化や生活習慣などの具体的な知識の習得、社会生活での規則やマナーなど「適応教育実習」の場ともなる。さらに交通安全指導、共同生活の規則や環境衛生についての指導も行っている。中国やロシアの生活経験をもつ職員が24時間の勤務体制で配置されている。ボランティア、地域の学校、地域住民との交流会なども行っている。

2) 東京都の「中国帰国者自立研修センター」の支援事業内容

帰国後5カ月～1年のうちに、8カ月程度の研修を行う。

①**日本語指導**：帰国者が早期に日本社会に定着し、自立した生活を営んでいくために必要となる日本語を習得し、「日本の生活」講座を通して習慣や文化の違い、日本での就労状況等を学ぶことを目的とする。入学時期は年に3回(6月、10月、2月)。下図のコースがある。

	コース	教室名(委託先)	クラス	定員	開校日及び時間	学習期間
昼 間 部	一般コース	市ヶ谷	A	15	月～金曜日	A・B・C で1年
		日本語教室	B	15	14:00~16:30	
		(東京YMCA 砂土原センター)	C	15		
	高年コース	市ヶ谷	A	10	月～金曜日	A・B・C で1年
		日本語教室	B	10	10:00~12:30	
		(東京YMCA 砂土原センター)	C	10		
夜間部	茗荷谷	A	15	月～金曜日	A・B・C で1年	
日本語教室	B	15	18:00~20:30			
(拓殖大学 日本語学校)	C	15				

この図は自立研修センターの「2003年度日本語教室募集要項」に基づいて作成した。

Cクラス在籍時に週1回1時間、「日本の生活」授業が実施される。授業は相談員が中国語で行う。内容は、社会保険、税金、就職、日本の国のこと、教育、住宅、社会福祉制度、国籍および外国人登録、入国管理局での諸手続き、健康、安全なくらしのために、その他知っておきたいこと、などがある。

②生活相談・指導：相談窓口として「生活相談コーナー」を開設している。相談内容は、日本語学習、住宅—公営住宅に関する情報提供、医療—無料健康診断の実施、進学、年金、健康保険、入国、国籍貸付資金紹介、資格、その他である。

③就労相談・指導：相談窓口として「就労相談コーナー」を開設している。相談内容は、就職—就職に関する諸問題、都立技術専門校などである。

このほかに④就籍相談、⑤地域交流事業、⑥大学進学準備課程事業、⑦就職促進オリエンテーションを実施している。

3) 「中国帰国者支援・交流センター(首都圏センター)」の支援事業内容

①日本語学習支援：現在の研修だけでは日本語が習得できない高齢者や希望する職種に就

業できない成年層に対し、進度別、目的別など帰国者の要望に合わせた日本語教育を継続的に実施する。センターでは平日の昼間のほか、就労中の方も学習できるよう夜間、土・日曜日の通学学習を実施している。また「いつでも」「どこでも」必要な日本語を学べるよう遠隔学習(通信教育)も実施している。さらに2003年10月からは樺太(サハリン)帰国者向けの課程も開設された。

通学課程には次のコースがある。入門日本語文法文型、忙しい人のための入門日本語文法文型、基礎日本語文法文型、中上級中文和訳、職業訓練校入校「高卒程度国語」、サロン日本語、運転免許学科試験対応、近隣交際会話、パソコン基礎、もう一度パソコン基礎などである。

遠隔学習課程には次のコースがある。ホームヘルパー受講準備、職業訓練校入校「中卒程度国語」、職業訓練校入校「中卒程度数学」、職業訓練校入校「高卒程度国語」、職業訓練校入校「高卒程度数学」、漢字学習、漢字ゆっくり、読解の基礎、就職対応、運転免許学科試験対応、近隣交際会話、入門日本語文法文型、生活場面日本語「消費生活」なども挙げられている。

②**相談事業**：帰国者の年齢層の拡大により、相談内容も多種多様になってきていることや帰国後3年を経過した者が相談する場がないことから、同センターに相談窓口を開設し、相談内容により専門機関・行政機関等と連携しつつ電話(24時間留守電話)・手紙等での相談を受付けている。さらに、高齢化した帰国者や障害のある帰国者については、地域社会からの孤立防止としての生活情報や交流会等の情報を提供する。

③**交流事業**：センターに常設サロンとする談話室を設置し、教室を帰国者、ボランティア団体、サークル等の利用に供するなどし、またホームページでボランティア団体や帰国者が現に参加しているサークルなどの情報を提供するなどして交流の場を広げ、言葉の問題や生活習慣の違い等を抱える帰国者が、帰国者同士あるいは地域住民、ボランティア等と交流しコミュニケーションできるような場の提供を目指す。

交流事業には三つの柱があるとしている。一つは地域に根ざした交流活動の支援で、新潟県新潟市地域のお茶の間『ほっ』とBOX、千葉県浦安市日の出小学校でのぎょうぎ交流会、東京都江戸川区平井ゲートボール交流会などを支援している。二つめはセンターでの交流活動で、絵手紙、ゲートボール、帰国者を講師とする中国語入門講座、中国将棋、書道、和裁、帰国者のための健康講座、日本料理勉強会、日中異文化交流会などに取り組んでいる。三つめに、各地でのボランティア研修会「まなびや」の開催に取り組んでいる。

④**普及啓発事業**：帰国者の自立を支援する上で、中国残留邦人問題の背景や経過について

の情報を収集・提供し、国民の理解と協力を得ることは不可欠な要素であるとし、センター内に資料収集検討会を設置し、収集する中国残留邦人の資料、収集した資料を後世代に伝える方法等について検討している。

⑤情報提供事業：中国語による日本の生活情報の提供などがある。

(3) 各支援事業の現状と問題点

各支援団体の関係スタッフの方々に伺ったお話に基づいて、まとめてみることにする。

1) 「中国帰国者定着促進センター(所沢)」の現状と問題点

同センターは2003年2月の時点で、常勤職員13人、生活指導員16人の人員体制である。帰国者の人数の減少にともない、将来的には施設の縮小が考えられる。しかし「生きた人間」を扱っている施設であり、帰国者にとって最初の入り口である。さらに研修内容は帰国者の後々まで影響すると思われるので(特に若い人は)、経費の点のみで考えていてよいのか、が問われることになる。

研修中の病人の問題については、生活習慣病などの病人がネックとなっている。帰国者には高齢の人が多くなった。若い人でも中国との医療環境の違いの問題がある。帰国者といえども、いわば「移民」のような状態なので、センター内では言葉は通じるが、センターを出るとそうはいかないと分かってくると、精神的に不安定になってくる人もいる。心の病気になる人が毎期一人くらいはいる。外部の医師に来てもらい、カウンセリングを行っているらしい。

国籍については、残留邦人本人はセンター滞在中に取る。家族はその後、取る。日本国籍を取らないという選択もある。未判明の人は新しく取るために就籍手続きを行う。³⁾

定着地の決定については、本籍がある人は本籍地に帰るのが基本だが、3分の2の人は身元が分からない。このような人たちは本人の希望を聞くことになる。希望が多いのは東京、大阪、横浜などで、第2希望、第3希望も出してもらおう。国などの支援を受ける3年間は最初に決めた場所に居ることになるが、その後の移動は自由で、経済的に自立して動くのは自由であるという。⁴⁾

就職については、センターを出てすぐに就職、ということはない。地域の指導員が就労指導と言葉の指導を継続する。「自立研修センター」を途中で辞めて就職、という人もいるが、極めて少ないと思われる。

生活保護については、帰国者の多くが生活保護を受ける。4分の3を国が、4分の1を自治体が応分に負担することになるので、地方財政にも影響されることがあるという。⁵⁾ 日

本語・日本事情教育については、センターでは、2003年8月の時点で、第72期の19人5世帯が研修を受けている。大人3クラス、子供1クラスである。大人は1日5時間の研修で、孤児世代は若くても50～60代なので、夏季でもあり、疲れないようにNHKの「みんなの体操」を行ったりしている。センターの今後の課題としては、一つにはライフ・ステージや、個々のニーズに合わせた教材の開発である。さらには人数の減少にともなうクラス編成が必要となる。人数が減って、良いところと悪いところがあるという。人数が少ないと、個別に目配りができるということがある。逆に人数が多いことで、習熟度別に幾つかのクラスに分けて程度に合わせた指導ができるが、人数が少ないとクラス分けが細かくできず、一つのクラスの中で個人差が大きくなるので、誰に標準を合わせて指導をすべきか難しくなる。つまりは個人差に合わせて、どれだけきめの細かい指導ができるかが問われてくる。しかし、残念ながら指導をうけても、日常生活に困らなくなるには程遠いようである。⁶⁾また、センターも設立から18年たち、学習の内容についても、高齢化に対する工夫が必要となり、年齢に合わせた内容が求められている。さらに小中学生の年齢のクラスでは、小中学生向けの市販の教材、計算ドリル、教科書などを、実際どのようなものであるか参考のために見せて、内容がどれだけ分かるか、あるいは分からない時はどうするのかを考えさせ、アドバイスを与えたりしている。

2) 東京都の「中国帰国者自立研修センター」の現状と問題点

同センターでの相談事業については、年間1000人近くになり、1日平均4人で、電話での相談はもっと多いという。一番多い相談内容は、就労、求人就職、住宅についてである。相談の対象は「呼び寄せ」の人、自費の人、国費の人、いずれもいる。登録して医療関係の派遣もやっている。また、都の政策で通訳を10数人登録している。全国各地の自立研修センターでは、指導員会議が年に一回、東京、大阪、京都で開かれる。地方によってかなり状況が違い、それを補う形で「支援・交流センター」ができたという。

3) 「中国帰国者支援・交流センター(首都圏センター)」の現状と問題点

日本語学習支援の通学課程については、通学課程の学習者はほとんど東京在住の人で、稀に千葉、埼玉の人がいる。2003年8月の時点で延べ155名。3カ月コース(10月開始)と6カ月コース(4月開始)があるが、ほとんど6カ月コースである。パソコン・コースは人気があり、待っている人が多い。新規の人を優先して入れる。その他の科目は2～3回繰り返して取る人もいる。ゆっくりの人は1～2カ月に1回、課題を変える。2～3世向け職業訓練校入試対策の科目もあるが、実際は1世の人が多く、3分の2以上を占めている。むしろサロンのような、生涯教育の場のようになっている。センター側の構想としては、リソースを揃えて

いって、市販されていない帰国者向け自学自習の教材の開発を考えているという。また、同センターの遠隔学習(通信)課程は、いつでも入れることができ、毎月24日締めで、翌月から開始する。通信課程だが、このやり方に馴染まない人もおり、そばにいる人が支援するのが良いという。生身の人間がそばで支援するのは、そうでないのとはかなり違うという。支援者をセンターが支援するという形が良いということで、すでにやり始めている。センターとしては、センターが中心となる直接支援と、間接支援の両方をやれたら、と考えているという。

1世の就職については、帰国後、職業訓練校に入るのは2～3世で、1世の人の帰国以前の職業は生かせるのかという問題については、1世は年齢が60歳近くで、年齢的に就職は無理である。社会的地位など、帰国によって失うものが多い。家族の中の関係も(特に配偶者)。どのくらい覚悟して来ているのか、情報は知って帰国しているのか、が問われることになる。⁷⁾また、ケース・ワーカーの人が1世の帰国者を訪ねると、痴呆であったり、誰も身寄りが無い、あるいは中国には親戚がいるが連絡の取りようが無い、などのケースがあった。⁸⁾センターがそういう窓口になればよいのだが、センターが直接やるというのは限界がある。地域とのネットを作ってゆくことが望ましい。センターの交流事業については、まずモデルを作って、ネットワークを作って、紹介してゆくしかない。一つ一つ現場を踏みながら試しているところであるという。

1世の老後についての課題は、まず経済的な保障であり、次に肉体と精神の健康を維持することであろう。生活の糧を得ることが基本ではあるが、肉体の衰えは避けられないとしても、精神的な健康すなわち生きる喜びや誇りをもてるようにすることが重要である。また介護ヘルパーについては、例えば愛知県は1世の介護意識が高いという。ある帰国者が老人ホームに入り、その配偶者が自宅で遺体で見つかるという事例があったからだという。1世の通院率が高い。異文化環境からくるストレスも多く、平均寿命が10歳下がるらしい。食事也是中国食が望まれることもあり、介護ヘルパーを2～3世から出すことはできないだろうか。また、大学で中国語を学ぶ学生を教科補習ボランティアという形などで、派遣してもらうことは可能であろうと思われる。

地域とのネットワークについては、同センターも「自立研修センター」と同じく、全国から相談が来ても、聞き役に過ぎない。地域で支援してくれる人を確保しなければならない。とくに1世支援を強化しなければならないし、地域とのネットワークは不可欠である。地域差があるので、センター一か所に対応するには自ずと限界がある。センター拡充のためには、世論を喚起し国・地方自治体への圧力をかけていかなければならない。地域社会との連

携がないとセンターも機能しなくなるし、センターのスタッフも達成感を得られないという。

ところで、センターの交流事業の一つに、「教えること」がある。帰国者が小中学校に行つて中国語を教えたり、残留婦人が戦争体験を話したりする。父母の生活の記憶や日本人として差別を受けた経験などを我々に伝えるのである。そのほかには、布靴、中国料理、中国将棋、胡弓演奏などを、彼らが我々に教える講座などもある。帰国者の資源を活用することは重要であると考え。そのことで、中国でも廃れてきている文化の再認識にもつながるであろう。また、こういった活動を支えるボランティア研修会も開かれる。全国都道府県レベルで地域間の交流をし、支援上の問題を協議したり現状調査を行う。さらに、地域でキーパーソンになっている人を訪ねて交流することもあるという。

帰国者の心情の一つの傾向として、早く日本人になりたい、外国人と思われなくて、日本人と思われたい、ということがある。支援者の側も、善意だが、早く日本人になって欲しい、日本語を身につけて欲しい、という接し方になることがある。異文化を尊重しなければならないのである。こういったことから、帰国者自身が言葉のハンディを殊のほか重く考えるようになったりする。その結果、帰国者同士で固まることにつながるかもしれない。以下に、新潟の帰国者だけでなく周囲の日本人との交流の例を考えてみたい。

新潟市のお茶の間『ほっ』とBOXの交流事例であるが、主催者のMさんは、中国留学中にセンターの人と知り合い、帰国後、まず1世の介護の問題にとりくむようになった。1世には行動範囲に限界がある。初めての所では道に迷うこともあるし、人に尋ねるのも難しい。新潟市内には、3カ所くらい帰国者の集中地区(公営住宅)があるというが、この『ほっ』とBOXは交流の場所も特定せず、集まりやすい所を選び、また集まる人も集まれる時だけ気軽に参加するというようなスタイルで、縛りも緩やかな、帰国者と一般住民のお茶の間の交流の場を目指したものである。新潟でも、このような交流のキーパーソンは他にも眠っていると思われるが、改めてキーパーソンの重要性を再認識させられた。また、東京都江戸川区平井地区のゲートボール交流の事例について述べてみたい。言葉の壁を越えられるのはスポーツだといえる。ゲートボールは退潮気味で、関係者は普及に意欲的であった。またインフラも整っている。中国でも500万人のゲートボール人口があり、帰国者の中には「中国で見たことがある」という人もいたという。この交流活動には江戸川区で60人ほど集まったが、平井地区ゲートボール協会の10人も参加した。この交流活動で、地域の人々と帰国者たちの良い隣人関係ができればとセンターでは考えている。しかし、協会としては「ボランティアではなく競技団体」なのであり、良き近隣関係を築くのが目的ではないという。にもかかわらず、協会会長は隣人サポーターとして個人的に支援してくれたのである。また帰国者

側では、2世の40代の女性が積極的に活動していたが、この女性は中国将棋の代表もしていた。このように交流活動をうまく行う上では、言葉、体力、行動力の面で力量のある2世の存在を有効に活用することが重要であるかもしれない。また、帰国者からいろいろなアイデアを引き出すことも重要であろう。

さらに、帰国者の属性や母語の問題についてみてみたい。帰国した孤児の配偶者は中国への帰属意識が強い。2～3世は定住型外国人に近い。帰国者に対応する側が相手の属性が分からず、帰国者としてひとくくりにする傾向がある。また帰国者の家庭で、2～3世の妻が自分の子供を中国語で育てていたなら、周囲から「だめだ、日本語で」と言われるケースもあり、母語喪失の問題にもなりかねない。学校においては、生活言語と学習言語の違いが認識されないこともある。先生が日常会話力だけで帰国者生徒の言語力、学力を判断してしまい、その背景を知らないということもある。学校の教師は、帰国者生徒の事情や背景を周囲に認識させて、我々とは異なる文化をもった「中国人」として対応した方が良いようである。12歳が言葉の臨界期なので、小学生の場合母語が不完全なうちに日本語の学習方法や支援体制を誤ると、中国語も日本語も双方問題をかかえてしまうことになりかねないであろう。

受け入れる日本側の引き揚げ世代の支援者は、彼らに早く日本人になるように、と帰国者を追い込んでしまうこともある。「帰国者は日本人であり、定住型外国人とは違う。国際交流とは相入れない」という認識があるという。行政や援護窓口の人にもそういう傾向があり、異文化の担い手として彼らを尊重するという風潮がないように思える。つまり、未だ日本社会は多文化共生社会になっていないということであろうか。

(4) まとめ

以上、各支援団体の帰国者に対する支援システムを見てきた。内容的に重複することになるが、ここでいま一度、帰国者の支援において今後求められると思われることについて整理・検討してみたい。

まず、中国帰国者についての知識、情報の普及、啓発である。残留孤児が発生した歴史的背景、帰国前の中国での生活状況、帰国後の状況、帰国者が日本社会で生活していく上で問題となる点、帰国者に対応する上での心構え、留意点などを広範に伝え、普及させ、啓発してゆく努力が今後も継続されてゆくべきであろう。その際、各支援団体のみならず、各公的機関や学校などの教育現場が担うものは大きいと思われる。

次に、敢えて筆者なりの表現を使って述べるならば、「帰国者本人の自立に対する積極性を引き出し、それが十分に発揮されるような環境作り」である。具体的には前項で述べた各

支援団体の研修内容や、帰国者の定住後は地域での支援体制を整えることである。各支援団体のスタッフの方々のお話から考えると、研修内容については、もちろん様々な問題や課題があり、今後とも改善がなされてゆくであろうが、かなりの程度その基盤はできているように思われる。一方交流活動、地域との連携などの面は、現在試行錯誤しているところで、今後の開拓が待たれるところのように思われる。各地域での支援のポイントについて、筆者自身何ができるのかを自問する意味で、敢えて筆者なりの言葉で整理してみるならば、帰国者の人数、住宅状況、健康状態、言葉の問題、公的保護の有無、就労などの「帰国者の現状把握」と、帰国者自身が何を望んでいるのか、どういう方向に進みたいのかなどの「帰国者の希望把握」、それに帰国者は何ができるのか、どのような能力をもっているのか、それをどうしたら生かせるのかなどの「帰国者の人的資源の登用、活用」などである。そしてそれを達成するためには、日本語教育・職業訓練・交流活動、高齢化に伴う介護ヘルパー派遣の体制作り、などの努力が継続されるべきであろう。さらに、各地域でのボランティアを確保し、各支援団体との連携や情報交換をよりいっそう緊密なものにすることが重要だと思われる。

最後に、支援システムについて、個々の対応あるいは内面に言及して考えてみたい。筆者自身を含め、帰国者に会った一人一人が、帰国者やその支援に対してどのように考え関わることが問題であろう。帰国者の定着自立の問題点としては、帰国者数の減少による施設の縮小、帰国者特に高齢者の日本語学習の困難さ、就労の困難さ、人間関係の難しさ、心身両面の健康への不安、老後の不安などがある。また、大きな傾向として帰国者の「日本人になりたい、日本人と思われたい」という心理や、支援者の「帰国者に日本人になって欲しい」という心理、帰国者の配偶者やその2～3世の帰属意識などについて述べたが、実際の帰国者の状況はそれぞれ個別に大きく異なっているように思われる。そして、地域でのボランティアの確保が必要とか各支援団体と地域との連携が重要である、などと言葉で述べるのは比較的容易であるが、実際に支援活動を行う上では、帰国者と支援者の双方が、異文化がぶつかりあう中での複雑な感情や内面的な格闘・葛藤に、直面することにもなるであろう。支援システムも最終的には、それに向かい合う人々の気持ちの持ち方次第で、うまく機能したり逆に十分に機能しなくなることも考えられる。したがって支援活動や交流活動において、文化や価値観の違いから衝突が起こることもあろうが、それを乗り越えるためには、帰国者のそれぞれと接点をもち、交流し、共に生きてゆくことに、喜びを見出しそれを実感することができるかどうか鍵になるのではなかろうか。

4 新潟の中国帰国者家族の生活とその課題

中国帰国者は、東京や大阪などの大都市を中心に、全国各地の都市部や農村部に点々と、家族関係者を含め10万人余りの人々が生活を営んでいると思われる。新潟県在住の中国帰国者家族の総数を確認してはいないが、彼らも中国での生活とは違う異文化への適応を日本社会の中で迫られていることは間違いない。ただし、中国帰国者家族といってもさまざまであり、日本への想いも異なるであろう。祖国としての日本の記憶をもつ残留婦人、日本人だということを知り祖国としての日本を想像し始めた残留孤児、彼らと結婚した中国人配偶者、その間に生まれた2世や3世、帰国後日本で生まれた3世や4世など、実際の聞き書き調査からも多様であり、それぞれに異なる問題をかかえている。忘れていた日本語、母(国)語としての中国語、新しく学ぶ(第2言語あるいは外国語としての)日本語、家庭内言語としての中国語など、言語の問題だけでも非常に複雑である。また彼らそれぞれの「祖国観」や「母国観」も、戦争による残留という特異な経緯や中国での生活体験、両親の異なる出自、日本での生活体験などから異なり、それぞれのアイデンティティの問題にも関わってくる。そこで、以下では聞き書き調査による新潟の中国帰国者家族の具体像を見ていき、その生活と課題を考えてみたい。

中国帰国者Zさんの家族は、日本に永住帰国して9年目になり現在は新潟市在住である。2002年11月には中条町のお宅を、2003年11月には新潟市のお宅を訪ね、中国残留孤児であるZさんを中心にお話しを伺うことができた⁹⁾。まずは、彼のライフヒストリーから述べていき、次に永住帰国後の家族としての生活世界を垣間見、具体的事例を提示しながら考察を加えていくことにする。

中国残留日本人孤児Zさんは、1944年9月26日に中国の遼寧省・大連で開拓団家庭の3人兄弟の末子として生まれた。彼の日本戸籍は確認されており、中国公安当局の戸籍にあたる外事档案にそのような記載があるという。翌年、日本軍の敗戦でソ連軍が進攻してきて、多くの日本人が逃げ惑うなか亡くなっていった。そして、彼は1歳にもならぬうちに、中国の養父母Z家に預けられることになる。この養父母は、河南省・洛陽から1930年に黒竜江省西部の甘南県・宝山に移ってきており、彼はそこに引き取られて育てられたのである。また、彼の5歳になる長兄と3歳の次兄は、後に中国人Lさんと結婚した中国残留婦人である実母と一緒にL家で暮らした。さらに彼の実父は、シベリアに6年間抑留され、その後日本でM家に婿養子に入ったという。彼の養父母は農業を営んでいたが、3人の息子と2人の娘がおり生活は貧しかった。また彼は、自分が養子だということを幼いときから知っており、近所の子どもたちから「小日本(鬼子)」といじめられることもあったという。しかし、養父母は彼

の病気を治し学校にも行かせてくれ、義理の兄や姉たちも可愛がってくれた。その養父は1953年に、養母は1968年に亡くなってしまった。ところで、Z家とL家は近所でありながらも交流はなかったが、実母や実兄たちのことは知っていたという。そのL家の次兄は10歳ほど亡くなり、長兄は実母と共に1975年に新潟県・中条町に帰国し現在もそこに居住しているのである。その前後、M家に婿養子に入った実父とも連絡が取れるようになり、1981年彼が初来日したときに会うこともできたが、その実父は再来日した1992年には亡くなってしまった。

Zさんは、貧しいながらも学校を出て努力し1964年に銀行で勤め始めた。1966年に近所に住む漢民族であるJさんと結婚したが、彼女はZさんが日本人だということを知っていたという。ちょうど文化大革命が始まり、銀行での大事な会議からは日本人だということで外されたり、8カ月間農村に「下放」され野菜などを作ったりした。その後銀行にいったん戻ったが、1969年四人組の影響でその銀行から雑貨を扱う販売協同組合へ移り、日本へ永住帰国するまでここで主に経理畑の仕事をしていた。そこでは、彼が日本人だということは知られていたが、とくに差別されるようなことはなかったし家も建ててもらえた。当時の慣習もあり、男児が欲しくて子どもを4人もうけたがすべて女兒だった。1981年に5女が生まれ、翌年には双子の女兒が生まれたが、この頃中国の「一人っ子政策」が始まり、罰金は支払わなかったけれども昇給や昇進が止められることになった。いわゆる幹部になることはできなかったが、一般労働者の身分で幹部のような仕事も任されていた。そういうこともあり、1981年に日本へ帰国できるということが分かっても、Zさんは実際に永住帰国しようとは考えてもいなかったという。また、彼の妻は子育ても大変な専業主婦であり、生活は楽ではなかったが、子どもたちと同様に日本に住みたいなどはまったく思っていなかったということである。さらに彼らの子どもたちは、Zさんが日本人であることを周囲の人々に知られていたり、物心がついた頃に「小日本」とからかわれたりして、父親が日本人であり自分たちにもその血が流れていると承知しながら、職場の配慮もあり差別されないよう母親の血統から档案には漢民族とされていたのである。このようなことから、Zさんは1981年と1992年に一時帰国はしていたが、家族ともども永住帰国するつもりなどなかったことは明らかである。ところが、1994年に職場でレイオフ(一時帰休)がおこり生活が苦しくなって、日本に永住帰国し新たな可能性を探ろうとなったのである。

1981年にZさんは、中国人の妻であるJさんと彼らの3女・4女と共に初めて日本へ一時帰国した。1992年にはSさん一人で一時帰国し、そして1995年2月13日に、妻と3女・4女・5女・6女・7女の7人で新潟県・中条町に永住帰国することになり、すでに中国で結

婚していた長女と次女も後で日本に定住するようになったのである。ここでまず問題になるのは、日本での定着地と身元引受人のことであろう。所沢の中国帰国者定着促進センターによれば、帰国者本人の身元が日本の戸籍で確認されれば、その本籍地に定着できるようにして身元引受人を捜すのが一般的であるという。しかし身元不明の孤児の場合、本人の希望も聞くが生活保護や公営住宅の提供などのこともあり、身元引受人を斡旋して各地に定着できるよう支援することになるらしい。Zさんの場合、1981年と1992年は親族訪問などの一時帰国であり、当時の厚生省がZさんの父の兄弟の妻の弟すなわち義理のおじであるSさんを身元保証人として紹介してくれた。1995年の永住帰国の際には、家族7人ということもあり身元引受人捜しが難航したが、最終的には先ほどのSさんがそれを引き受けてくれたという。ところで、この永住帰国の際の身元引受人は、国の委託を受けて県が派遣するもので3年間務めなければならないが、新潟県庁・福祉保険部によれば2002年現在15名の方が登録されている。そして、定着先は新潟県の中条町になるが、それは実父の出身地が近くの岩船郡であったことや、実母がすでに中条町に帰国していたからである。また、永住帰国後Zさん本人は同年4月に、子どもたちは同年8月に日本国籍を取り、姓は実父の姓であるSを名乗ることにしたのである。しかし、現在でもZさんの妻であり子どもたちの母でもあるJさんの国籍は中国のままであるという。

永住帰国時にはZさんは51歳であり、家族と共にまず所沢の中国帰国者定着促進センターに入った。そこに4カ月いて、日本語や日本での生活習慣を中心に学習した。家族全員まったく日本語はできなかつたので、4カ月で習得するのは困難であったが、そこを出てすぐに中条町に向かった。県の資料によると中条町には1999年現在中国籍の人は61人おり、比較的中国人が多いようであるが、大半は日本人と国際結婚した人々や研修生・実習生であり、残留孤児本人は2人で残留婦人本人も2人だけであるという。それぞれ家族があつたり、集まる機会もほとんどないので、帰国者家族同士や他の中国の人々とも交流は少ないらしい。Zさん家族は中条町の町営住宅に入り、両親は職探し、子どもたちは学校に行くことになった。センターではお世話になり感謝しているが、日本語は不十分であり、中国での経験は生かせないし職業訓練等も受けられないので、就職が大きな問題になったという。実際、職業安定所に行っても、言葉の問題などで日本国籍はあるが中国人として紹介してもらえなかつたり、面接で中国帰国者と分かり断られたり、また雇われて日本語ができるようになっても給与が日本人より減らされるという不満がある。Zさんと妻のJさんは、短期・短時間働いたことはあるが、年齢や言葉の壁が大きく、健康上の問題もあつて長い間無職であり、家の中にいる時間が多いうように思われる。その2世や3世で、学校を出て日本語に不自由しなくなって

も、不景気もあり中条では半数ほどが定職に就けないという。そして、住宅も他の部屋は修繕してあり奇麗であったが、彼らの部屋は修繕してもらえず不満があった。何度も県の自立指導員の方が町と交渉して多少改善されたが、新しい住宅に移る際にも優先入居できるといながらなかなか適わず、1998年によりやく抽選で移ることができた。そして、2003年には親族のいる中条町から、子どものためを考え新潟市内の市営住宅に転居し現在に至っている。なおこの自立指導員は、帰国後3年間県から派遣されるもので、新潟県庁・福祉保険部によれば2002年現在9名の方が、それを補助する自立支援通訳には2名の方が登録されているという。

Zさん家族は、現在4人で新潟市に在住しているが行き来している6女を含め5人家族と考えてよい。3女は日本で中国人と結婚し、当初中条町に住んでいたが現在は新潟市在住であり、4女は日本で日本人と結婚し山形に在住している。5女・6女・7女は共に大学生であり、5女と7女は新潟市で両親と一緒に住んでいるが、6女は中条町で次女家族と生活している。この次女は、長女同様すでに中国で結婚していたが後で中条町に家族で移住してきたのであり、長女も家族共々日本に移住し今は京都で生活している。長女と次女家族も、日本で生活するうえでS姓を名乗っているらしいが、国籍は中国のままであるという。Zさんによると、中国での生活は豊かではなかったが、お互いに助け合い情があつてのんびりとしており過ごしやすかった。ところが帰国後の生活では、妻のJさん共々周囲とのコミュニケーションもままならず、精神的に非常に疲れるとのことである。また子どもたちは、直前まで父の祖国であっても日本に帰国するとはまったく考えておらず、中国を離れること自体非常に不安で寂しく感じており、日本の学校などでも最初はなじめず苦しんだという。日本語に関しては、定住地でも8カ月の講習が受けられると聞いていたが、実際には自立指導員から4回ほど挨拶程度の言葉を教えてもらっただけである。新発田市や新潟市まで足をのばせば日本語講習を受けられるというが、交通費の問題などもあり受けられなかったという。子どもや孫たちすなわち2世や3世の方が、学校や友好交流会館などで日本語を学ぶ機会は多く、若くて柔軟性もあり徐々に日本での生活にも慣れていくようである。現在でも、Zさんご夫妻はほとんど日本語が話せず、地域社会の中でも孤立しがちであり、自らは老いてゆき子どもたちが独立する将来は不安が大きくなるばかりであるという。

現在も、Zさん家族は生活保護など行政からの支援を受けている。自立したいのはやまやまだが、高齢で定職もなく就学中の子どもたちがおりやむを得ない状況である。さまざまな局面で差別を感じているようで、初めの期待とは裏腹に帰国して良かったのか悪かったのか分からないという。Zさん自身、中国で「日本人」と思われていたのは実の両親が日本人なの

だから当然だが、帰国した日本で「中国人」と言われるのには憤りを覚えるということであった。また、支援が残留孤児本人よりも若い2世や3世の方に向いているように感じたり、新潟市と中条町など自治体によって支援内容に差があるように思うなど、そもそも日々直面する問題や不満をどこへもっていったらよいのか分からないという。現在この家族は新潟市営住宅に居住しているが、規模の大きい住宅群でもあり、帰国者家族世帯が3女家族を含め他に7世帯あるという。3女家族とは孫もおり度々行き来しているが、他の家族とはあまり交流はないらしく、夫婦2人で家の中でテレビを見たりして過ごすことが多いようである。つまり、大学生である子どもたちはともかく、周囲の日本人ともそうであるが、日本の親族や他の帰国者家族との交流がほとんどないという状況である。また、Zさんの中国の養父母はすでに亡くなっているが、妻のJさんの母は亡くなったものの父はまだ中国に健在であり多くの弟妹もいるので、往来はなかなかできないが電話や手紙などでやり取りがあるという。婚出していた娘たちを含め家族全員日本に帰国あるいは移住したわけであるが、将来に対してはそれぞれに大きな不安があるように思える。Jさんによると、Zさんや子どもたちはこれからも日本で生活していけばよいが、Jさん自身は中国に親族がおり悩むこともあるという。さらに、4女がこちらで日本人と結婚したが、両親とも未婚の娘たちには中国人と結婚してほしいということであったし、その娘たちも自らを日本人ではなく在日中国人のように考えているようであった。

こうして見てくると、中国帰国者Zさんの人生はまずその誕生から、日本の戦前・戦中の開拓・侵略政策と戦後の置き去り政策の犠牲者であるといえる。家族と生き別れになり、養父母の家族が良くしてくれたとはいえ幼少時から日本人であることで差別され、成長して働き始めてからも職場の理解はあったものの文革時代日本人として差別されたりしている。また日本人だからということではないが、職場でレイオフに遭い永住帰国を決めることになった。妻や子どもたちも、日本へ移住することは決して望んだことではなかろう。そして、家族共々永住帰国した後の生活も多くの問題に直面することになる。最大の問題は、日本語を習得しないまま定着先で自立しなければならないわけだが、帰国者やその妻は年齢などの問題もあり就労が困難で、生活保護に頼らざるを得ないことである。さらに、日本語が使えず日本の慣習になじめないこともあり、「中国人」としてさまざまな差別を受けている。その為に、誇りや生き甲斐をもてず、家に引きこもりがちになって希望も失いかねない。2世の子どもたちも、学校や地域社会での不適応や差別問題などに当初悩むことはあるが、若いということもあり克服の可能性は大きいし、帰国者本人と違い国籍はともかく「日本人」に無理になろうとしないように思える。また、中国帰国者定着促進センターのスタッフ、定着先の身

元引受人や自立指導員などが、それぞれの立場で努力しているのを彼らも承知しており感謝している。しかし、定着後の移動の自由はあるとはいえ、県から派遣される身元引受人や自立指導員のことがあり、定着先を自由に選べない問題は、その後の自立の観点からも改善の余地があろう。さらに、東京など大都市と比べると、定着地により受けられる支援に大きな差異があることは問題であり、その後の支援を親族などの善意に頼るだけでは到底解決できないと思われる。支援体制は帰国者本人だけでなく、その家族にまで拡大されてきているが、経済的自立への支援のみならず将来を見据えた精神的な支援もしていかなければならない。そして、子どもたちに中国人との結婚を願う帰国者の親の心情や、帰国子女たち自身に日本語ができるようになってでも在日中国人だと思わせるような状況は、我々自身ともいえる日本社会に何を問いかけているのであろうか。彼らを受け入れる日本社会の方の認識不足や無理解が問題であるし、蘭も指摘[前掲書：6-7]するように、彼らゲストを受け入れるべきホストである日本人の中に、E. サイドのいう《オリエンタリズム》¹⁰⁾が見え隠れする。

以上、中国残留孤児を中心とした帰国者家族の生活と課題を考察してきたが、次に中国残留婦人の永住帰国後それを追って帰国した2世と3世の家族を簡単に見てみたい。この中国帰国者Hさんの家族は、帰国して10年目で新潟県の中条町在住である。この家族の場合、中国残留婦人の3世に短大の研究室で聞き書き調査を行ったものであり、調査不足は否めないが、上記の例との比較にもなると考え、以下に記述し検討してみる。

この3世にあたるHさんの母方の祖母が中国残留婦人であり、彼女は今春短大を卒業し4年制大学に編入することになっている。彼女たちの故郷は、黒竜江省の林口県・五林鎮という町である。彼女の父は役場に勤めており、母は病院の薬剤師だったという。父の両親は双方とも中国人であり、母は父方が中国人であって母方が日本人の残留婦人である。彼女は、中国での生活に満足しており、日本に来るなど考えたこともなく、もちろん日本語もまったく話せなかった。いつ頃か定かではないけれども、母の母が日本人であることは知っていたが、ほとんど意識することもなく普通の中国人の子どものように暮らしていた。ところが、Hさんが小学校3年生の時に、祖母が母方のおばの家族と共に日本に帰国したこともあり、その2年後に母も彼女たちの将来を考え一人日本へ2・3年働きに行くと言いだしたというのである。彼女も父もそのことに反対したが、何日も相談し家族全員で日本へ移住することになった。彼女が小学5年生の1994年12月に、先に祖母たちが帰国していた中条町に家族3人で帰国というより移住してきたのである。いわゆる、中国残留婦人の呼び寄せ家族ということになる。

Hさんは、生まれ育った中国を離れることは寂しかったが、両親と一緒にいるから不安や

心配よりも当初は日本への期待の方が大きかったという。最初の日本の印象は清潔で豊かな所というものであったが、来日して1週間後に中条町の小学校5年生に編入してからは、非常に大変な思いに変わったのである。その最大の理由は、所沢の中国帰国者定着促進センターでの日本語や日本の生活習慣などの学習の機会もまったくなく、日本社会に突然投げ出されたのであり、十分に想像がつくと思われる。小学校では、初めのうち子どもたちも物珍しさで彼女に近寄ってきたが、徐々に誰も彼女と関わらなくなったという。彼女は、言葉の壁を思い知らされ孤独を感じて、学校に行くのも苦痛になったらしい。その学校での唯一の楽しみは、日本語教室で同じ帰国者や日本語を教えてくれる先生と共に過ごすことであった。中国には戻ることはできないと思い、懸命に日本語を学び、小学校を卒業する頃には会話の上達と共に友人もできるようになった。しかし中学生になっても、日本人との付き合い方が分からず、親友と呼べるような友人はできずに3年間で過ぎてしまった。高校に進学してからは、本来の明るい自分を徐々に取り戻しつつあったが、日本の小学校に編入した頃の精神的ショックは今でも拭いされない。その当時、誰かに相談していれば、解決していたかもしれないと悔やむこともあるという。

Hさんの中条町での生活は、父の建築関係の仕事と母の衣料品製造の仕事で支えられており、生活保護も受けていない。お二人とも、中国での仕事とは無関係の仕事であり、娘からみても時に痛々しく感じるという。両親とも、彼女同様まったく来日するまで日本語はできなかった。学校へ行くわけにもいかず、家庭でテープやビデオで日本語を学び、父はそうでもないが母は日常会話程度はできるようになっている。母は近くに日本人の実母がおり多少なりとも外へ出て行くが、父は言葉の問題もあり家にいることが多いらしい。また、中条町で弟が生まれ現在小学2年生になっているが、彼女が高校生の時に家族全員で日本に帰化したという。この弟の場合、家庭内では中国語であるが、日本で生まれ育ち日本語はまったく問題ないらしい。しかし家族としては、日本の親族や隣人たちともなかなか付き合い方が分からないので、交際は少ないということであった。

ここで問題点を整理してみると、Hさんのような後からの呼び寄せ家族の場合、中国社会から日本社会に突然移住してきたのであり、適応するのに言葉の壁が大きな問題となっている。帰国子女たちのための学校内の日本語学級などは、補助的なものとしては当初必要であろうが、隔離や排除するための特殊学級のように固定化されてはならないであろう。つまり、言葉の壁も大きいですが、その障壁だけではなく、双方にある心の壁を取り除く努力がなされなければならない。また親たちにとっては、年齢の問題や学習機会の問題もあり、日本語の習得は非常に困難である。彼らが自立して対等なメンバーになるためにも、地域社会での日本

語学習や職業訓練などが用意されるべきである。日本人と同様の労働条件が保障されなければならぬし、可能ならば中国での経験を活かせるような職業紹介が理想であろう。さらに、学校や地域社会の中で、周囲の日本人と普通に交流できる場を積極的に作り出す努力が必要である。このようなことを通して、お互いの偏見や差別意識がなくなっていくのであろう。そしてこれらの事柄は、行政や学校やボランティアだけに任せるものではなく、地域社会全体で取り組まなければ活路が見い出せない問題である。彼らは国籍はどうであろうと、当然のことながら普通の「日本人」ではない。しかし、我々は彼らを異邦人として孤立させることなく、対等で異なる仲間として受け入れていかねばならない。内部に異質なものを抱え込んでいるからこそ、エネルギーを秘め社会を活性化できるといえないであろうか。

5 おわりに

本稿では、中国帰国者家族のかかえる諸問題を、帰国から定着自立までの支援システムと新潟のある帰国者家族の生活世界を通して考察してきた。ただし、事例が少なく他との比較もできていないので、新潟の中国帰国者家族の特性が描けているとはいえない。まず彼らは、主体的に残留したわけではなく、戦後の混乱の中で置き去りにされた人々の家族である。つまり、戦争犠牲者であって、長い間国から放置されてきた人々なのである。戦後58年過ぎ、帰国前の中国残留日本人孤児の認定作業やその身元の確認作業を急がねばならない。公的な支援システムの問題点の改善も重要であるが、我々の周囲に埋没してさまざまな問題をかかえている中国帰国者の声にまず耳を傾けるべきである。個人として貢献できることは非常に限られるが、受け入れる日本国民として常に関心をもち続けなければならないと思う。

支援システムについては、中国帰国者に関する幅広い知識や情報の啓蒙活動と彼らと共に生きる方策を皆で考えることが大切である。その際、国・地方自治体や各支援団体のみならず、学校などの教育現場や私的なサークルなどが担う役割が大きいと思われる。そして帰国者の現状を個別に把握し、彼らの希望を汲み上げそれぞれの能力を活用できるように、地域社会全体で取り組まなければならない。また、各支援団体や自治体、学校や地域社会などの情報交換や連携を緊密なものにして、帰国者それぞれに対応した支援を行えるよう努めるべきである。そのためには、我々の意識改革も必要であるし、さまざまな交流のネットワークを構築しなければならない。

ところで、1世はともかく2世以降は、帰国者というよりむしろ移住者として理解したほうが良いのかもしれない。ただし、国として移民を受け入れているわけではなく、また南米などの日系移民の帰国やその2世以降の帰国・移住者とも事情が異なる。中国帰国者の場合、

夫が中国人である残留婦人や両親日本人であるが養父母は中国人である残留孤児と、両親の片方は中国人でもう片方が日本人であるような彼らの子どもたちである。そしてほとんどの場合、中国在住時には日本人ではなく中国人として生きてきたのであり、中国の日系人コミュニティから帰国してきたわけではない。にもかかわらず、少なくとも残留婦人や残留孤児の帰国には、「落葉帰根」すなわち最後は自分のルーツに帰るといような思いがあることも承知しておかねばならない。そして2世以降の帰国者の場合、その出自から中国と日本への二重帰属性を有しているということ、あるいは1世を含め中国人でも日本人でもないといような意識があるということも理解しておかなければならない。このような自らのアイデンティティが揺らぐということは、人が生きる上でも大きな問題である。また中国帰国者それぞれが実は多様な存在であって、その複雑な遍歴や人間関係などからも、我々「普通の日本人」とは異なる文化をもった人々である。重要なことは、彼らに決して同化や一方的な適応を迫ることなく、文化相対主義的立場で固有文化を認め合い共生に努めることである。これからの日本社会には、異文化をもつ異なる人々がますます増えるであろう。そのような異なる人々と共生することに、我々が誇りや喜びを見い出せるような心豊かな社会を望みたい。そうならば、彼らすべてが日本へ帰国・移住して良かったと思えるようになるであろう。

最後にお忙しい中、貴重なお話しを聞かせていただいた「中国帰国者定着促進センター」の所長・高根和子氏、同教務課教務第一係長・佐藤恵美子氏、「中国帰国者支援・交流センター」の所長・本田機先氏、同教務主任・馬場尚子氏、同交流コーディネーター/日本語講師・平城真規子氏、東京都社会福祉協議会/福祉部児童・障害担当主事・島袋ゆき氏など、および中国残留孤児帰国者Zさん家族と中国残留婦人3世帰国者Hさんには、格別の謝意を表したい。

[注]

- 1) 2003年11月27日付けの朝日新聞によると、厚生労働省は来年度が計画的な調査としては最後になるだろうと見通しを示しているが、現時点で中国で残留日本人孤児であると申請し調査を待つ人が100人いるという。孤児の認定は、厚生労働省職員が中国に赴き、中国政府と共同で申請者とその証人に面接調査をして決めることになるが、2004年3月23日付けの同新聞によると、戦後58年経過し本人や証人の高齢化や手がかりが少なくなり、申請してから認定されるまで平均8年もかかるらしい。国の責任として、認定から肉親捜しまでを早急に行わなければならないと思う。
- 2) このような中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究としては、江畑敬介らが編集した『移住と適応』という精神医学の領域を中心とする学術書が1996年に出版されており、また蘭信三が編集した『中国

帰国者」の生活世界』という社会学・人類学・心理学・教育学・日本語教育学などの学際的な研究書が2000年に出版されている。

- 3) 「中国帰国者定着促進センター」(<http://www.kikokusha-center.or.jp/>)によると、厚生省は1999年12月1日にも「中国帰国者生活実態調査」を行っている。この調査は、1989年12月1日以降、1999年11月30日までに永住帰国した中国帰国者本人のうち、中国帰国者定着促進センターに入所中の者及び永住帰国後に死亡した者等を除いた2562人を対象に、1999年12月1日を基準日として実施し、回答のあった2225人(回収率86.8%)について取りまとめたものである。この調査結果によると、帰国者本人で「既に日本国籍を取得した」者は92.2%、「手続き中」は2.1%、「手続きをとってない」者は5.7%となっている。
- 4) 同上の「生活実態調査」結果によると、帰国者の都道府県別居住地は、孤児では、東京都20.7%、神奈川県8.5%、大阪府7.9%の順になっている。婦人では、東京都14%、大阪府10.7%、長野県8.2%、宮城県4.4%、山形県3.6%の順になっている。
- 5) 同上の「生活実態調査」結果によると、生活保護の受給状況は、孤児世帯では65.5%、婦人等では64.8%、全体では65.1%となっている。また年齢別で見ると、50歳未満では孤児一、婦人29.4%、50～59歳では孤児61.5%、婦人59.3%、60～69歳では孤児73.8%、婦人73.1%、70～79歳では孤児100%、婦人66%、80歳以上では孤児一、婦人47.3%となっている。
- 6) 同上の「生活実態調査」結果によると、帰国後1年未満で、日常生活が営める程度(買い物や交通機関、郵便局、銀行において、日本語の会話により自分一人で用事を済ませることができる)の会話ができるようになる者の割合は、孤児27.4%、婦人等27.1%である。一方日本語の会話が未習得と答えた者は、孤児32.7%、婦人等32.3%であり、依然として基礎的な日本語習得を要する帰国者が多い、としている。
- 7) 同上の「生活実態調査」結果によると、帰国者本人のうち、60歳未満の者の就労状況をみると、孤児は29.2%、婦人は36%が就労している。就労状況を世帯でみると、孤児世帯は60.6%、婦人等世帯は59.7%が世帯の中に就労している者がいると答えている。また、就労状況と日本語の理解度との関係を見ると、就労している者の約80%は「職場で仕事の会話ができる」又は「買い物に不自由しない」程度の日本語が理解できるのに比べ、就労していない者のうち、同程度の日本語が理解できる者は50%に満たず、就労状況と日本語の関わりの深さが窺える、としている。さらに職業では、帰国者本人では、技能工・製造・建設労務作業者が87.4%、保安従事者・サービス従事者が6.3%、専門的技術的職業従事者が3.3%、農林漁業作業者が2.2%となっており、やはり肉体労働等が多いことが分かる。
- 8) 同上の「生活実態調査」結果によると、中国に残してきている家族の状況は、「養父又は養母」が、孤児36.8%、婦人9.4%、「夫又は妻」が孤児4.9%、婦人6.6%、「子」が、孤児67.2%、婦人79.1%、「孫」が孤児64.4%、婦人82.3%となっている。また親族との交際は、身元判明孤児の46.6%、婦人の45.4%が交際をしていると答えており、半分程は交際がない。

- 9) 2002年11月25日には木佐木と後藤それに同共同研究者の堀江薫先生と伺い、通訳は後藤およびその家の5女の方をお願いして、約3時間ほど聞き書き調査を行った。また2003年11月26日には木佐木と後藤で伺い、通訳は後藤およびその家の6女と7女の方をお願いして、約3時間ほど聞き書き調査を行った。
- 10) 植民地主義的発想を厳しく告発した著作として、1978年に出版されたE. サイードの『オリエンタリズム』がある。これは、西洋の東洋に対する潜在的優越意識すなわち偏見や差別、またその発現としての多様な言説・描写や対応・態度の諸相を取り上げている。批判もあるが、ポスト・コロニアリズム的視点をさまざまな研究にもたらすなど、大きな影響を与えたのは間違いない。

【参考文献と参考資料】

- 1) 蘭 信三編 2000 『「中国帰国者」の生活世界』 行路社
- 2) 江畑敬介・曾文星・箕口雅博編 1996 『移住と適応-中国帰国者の適応過程と援助体制に関する研究』 日本評論社
- 3) 小川津根子 1995 『祖国よ-「中国残留婦人」の半世紀』 岩波書店
- 4) サイード・エドワード(板垣雄三・杉田英明監修/今沢紀子訳) (1978=)1993 『オリエンタリズム』(上・下) 平凡社
- 5) 中国帰国者支援・交流センター編 2002 『天天好日』 創刊号
- 6) 中国帰国者支援・交流センター編 2003 『いつでもどこでも始められる日本語学習/2003年10月期・日本語学習遠隔課程募集要項』
- 7) 中国残留孤児援護基金編 『中国帰国者定着促進センターごあんない』
- 8) 東京都社会福祉協議会編 2002 『2003年度東京都中国帰国者自立研修センター日本語教室募集要項』
- 9) 東京都社会福祉協議会・東京都中国帰国者自立研修センター編 『中国帰国者自立研修センター相談コーナーご案内』
- 10) 文化庁文化語課編 1997 『中国帰国者のための日本語教育Q&A』 大蔵省印刷局
- 11) 安場淳・池上摩希子・佐藤恵美子 1991 『体験学習法の試み』 凡人社
- 12) 中国帰国者支援・交流センターのホームページ ; <http://www.sien-center.or.jp/>
- 13) 中国帰国者定着促進センターのホームページ ; <http://www.kikokusha-center.or.jp/>

付記：1. 2. 4. は木佐木が、3. は後藤が、5. と「注」と「参考文献と参考資料」は木佐木と後藤で執筆したことを、断っておきたい。

中国帰国者の年度別帰国状況
(昭47. 9. 29日中国交正常化後)

平成15年1月31日

区分 年度	永住帰国者						一時帰国者					
			うち残留孤児		うち残留婦人等				うち残留孤児		うち残留婦人等	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
昭47	19	57	0	0	19	57	0	0	0	0	0	0
昭48	70	143	0	0	70	143	48	67	0	0	48	67
昭49	182	383	1	5	181	378	587	860	0	0	587	860
昭50	179	515	9	30	170	485	912	1,437	14	29	898	1,408
昭51	112	359	12	43	100	316	479	725	31	63	448	662
昭52	73	255	13	56	60	199	282	458	20	38	262	420
昭53	100	280	20	74	80	206	233	400	34	67	199	333
昭54	142	470	24	80	118	390	272	510	37	84	235	426
昭55	173	596	26	110	147	486	211	437	42	118	169	319
昭56	193	681	37	172	156	509	176	400	51	140	125	260
昭57	156	554	30	120	126	434	119	292	42	128	77	164
昭58	168	626	36	154	132	472	104	233	44	104	60	129
昭59	133	475	35	155	98	320	76	170	31	87	45	83
昭60	169	626	56	258	113	368	74	164	38	104	36	60
昭61	281	1,014	159	645	122	369	51	108	29	70	22	38
昭62	377	1,424	272	1,094	105	330	90	171	62	117	28	54
昭63	365	1,353	267	1,097	98	256	116	190	38	79	78	111
平元	343	1,174	218	831	125	343	112	138	25	38	87	100
平2	326	929	181	604	145	325	200	249	24	31	176	218
平3	278	750	145	463	133	287	139	167	13	18	126	149
平4	283	650	120	353	163	297	120	150	3	4	117	146
平5	318	638	115	285	203	353	145	196	17	22	128	174
平6	322	870	100	245	222	625	92	139	26	39	66	100
平7	399	1,229	91	259	308	970	128	220	54	96	74	124
平8	349	1,136	110	325	239	811	132	252	72	141	60	111
平9	240	914	108	407	132	507	119	207	67	118	52	89
平10	160	622	94	380	66	242	84	147	59	99	25	48
平11	108	440	65	266	43	174	66	119	36	63	30	56
平12	86	322	53	216	33	106	61	77	39	45	22	32
平13	68	272	38	164	30	108	67	84	46	51	21	33
平14	29	113	19	78	10	35	55	77	30	38	25	39
計	6,201	19,870	2,454	8,969	3,747	10,901	5,350	8,844	1,024	2,031	4,326	6,813

注1 帰国者のうち中国残留孤児2454世帯の中には、孤児夫婦が3世帯いるので、孤児の帰国総数は2457人である。

注2 一時帰国者の中には、再一時帰国者 1,129人(うち孤児259人)が含まれている。

正誤表および追記

序章 (正誤表)

5 頁	本文上から 27 行目	41 がある 6) → 41 がある ⁶⁾
	本文上から 31 行目	飾ったこと → 飾ったこと
	本文上から 35 行目	22 もある 7) → 22 もある ⁷⁾
6 頁	本文上から 16 行目	告げるものであり 8) → 告げるものであり ⁸⁾
	本文上から 20 行目	あふれている 9) → あふれている ⁹⁾
	本文上から 21 行目	以上観たように → 以上みたように
	本文上から 23 行目	できるのである 10) → できるのである ¹⁰⁾
7 頁	本文上から 36 行目	渡っていた → 渡っていった
12 頁	表番号 20 / 年月日	02.03.20 → 03.03.20
	表番号 24 / 年月日	02.06.21 → 03.06.21
	表番号 30 / 見出し	書名 → 署名
13 頁	表番号 40 / 内容	中国 → 中国人

14 頁 参考文献 / 追加 :

奥田道大・鈴木久美子 (編)、2001、『エスノポリス・新宿 / 池袋 : 来日 10 年目のアジア系外国人調査記録』ハーベスト社
宮島喬 (編)、2000、『外国人市民と政治参加』有信堂

第 3 章 (正誤表)

41 頁	本文上から 8 行目	文末のスペースを詰める
	本文上から 13 行目	～ならない。で改行
43 頁	本文上から 9 行目	～を参照]で改行
47 頁	本文上から 4 行目	～するとする。で改行
48 頁	本文上から 1 行目	～12:00 (2 時限)。で改行
52 頁	本文上から 4 行目	ライフ・ステイジ → ライフ・ステージ
53 頁	本文上から 15 行目	ネット → ネットワーク
	本文上から 20 行目	～重要である。で改行
54 頁	本文上から 23 行目	～させられた。で改行
55 頁	本文上から 23 行目	文末のスペースを詰める
58 頁	本文上から 15 行目	ずべて → すべて
	本文上から 30 行目	S さん → Z さん
60 頁	本文上から 2 行目	奇麗 → 綺麗

第 5 章 (追記)

2004 年 4 月 5 日に、新潟県弁護士会事務局若林光氏より、新潟県弁護士会において登録されている通訳人の言語と数、ならびに平成 15 年度に新潟県弁護士会所属の当番弁護士が外国人被疑者と接見する際に依頼した通訳人の件数 ([] 内) に関する資料を入手したので、以下掲げておく。

英語 7 人 [2 回]、中国・北京 11 人 [9 回]、タガログ 5 人、ベトナム 1 人、
ペルシャ 1 人、ウルドゥー 1 人、ヒンディ 1 人、ポルトガル・スペイン 7 人 [8 回]、
韓国 7 人 [1 回]、フランス 1 人、イタリア 1 人、ドイツ 2 人、ロシア 4 人 [9 回]、
タイ 2 人、朝鮮 2 人、パキスタン 2 人、パンジャビ 2 人、マレー語 1 人、トルコ 1 人、
ヘブライ 1 人、インドネシア 1 人、フィリッピン 2 人 [2 回]、モンゴル 1 人 [1 回]